「(仮称)丸森筆甫風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、日立サステナブルエナジー株式会社が、宮城県伊具郡丸森町及び福島県伊達市において、最大で総出力50,400kWの風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

宮城県は、環境省の事業である「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」により、関係者間で協議しながら環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合的に評価したゾーニングを行い、『「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」の策定について』(平成30年5月宮城県。以下「ゾーニングマップ」という。)を公表している。

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)は、ゾーニングマップにおいて「導入可能性エリア」として示された区域のうち、丸森エリアを参考に設定されたものであり、引き続き宮城県等の関係機関と調整等を実施しながら、ゾーニングマップを踏まえて検討しつつ、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)を適切に設定すること及び環境保全措置を適切に実施することにより、本事業に係る環境の保全について適正な配慮が確保されることが期待される。

他方、想定区域の一部には、福島県も含まれるため、当該区域については、福島県 等の関係機関との十分な調整が必要である。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

## 1.総論

#### (1)対象事業実施区域等の設定

# ア ゾーニングマップの対象の区域

対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、引き続き宮城県等の関係機関と調整を実施しながら、ゾーニングマップを踏まえて検討すること。

## イ ゾーニングマップの対象外の区域

対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、福島県等の関係機関との調整を十分に行い、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行うことにより、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

### (2)累積的な影響

想定区域及びその周辺においては、他の事業者による風力発電所が環境影響評価 手続中であることから、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者との情 報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏 まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

## (3)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代 償措置を優先的に検討することがないようにすること。

## 2 . 各論

## (1)騒音及び風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在している。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、複数の住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を複数の住居から離隔すること等により、騒音及び風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。なお、騒音の調査、予測及び評価に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、実施すること。

#### (2)鳥類に対する影響

想定区域の周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ 及びクマタカの生息が確認されているほか、サシバ及びノスリ等の渡り経路となっ ている可能性がある。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門 家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結 果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減 すること。

## (3)土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく土砂流出防備保安林及び土砂災害防備保安林が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (4)景観に対する影響

想定区域及びその周辺は、県立自然公園条例(昭和34年宮城県条例第20号)に基づき指定された阿武隈渓谷県立自然公園が位置しており、想定区域の周辺には、当該県立自然公園において景観資源となっている「夫婦岩地区」、利用施設計画に位置づけられており主要な眺望点でもある「次郎太郎山展望施設」等が存在している。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、適切に調査、予測及び評価行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評

価に当たっては、当該公園及び施設の管理者、地方公共団体その他の関係機関並び に地域住民等の意見を踏まえること。